

I | 工事概要及び範囲

1. 工事場所 北海道名寄市智恵文12線南3

2. 解体する建築物等の概要

(1) 解体建物 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	構造種別・階数	数量	単位	備考
●	旧智恵文小学校 校舎棟	RC造・2階建て	1,620.13	m ²	
●	旧智恵文小学校 屋内運動場棟	SRC造・平屋建て	550.00	m ²	
○					
○					
○					

(2) 解体付帯施設等 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	品 種	規格	数量	単位	備考
●	別途 KA-02図参照					
○						
○						
○						
○						

3. 建物の解体後に設置する工作物等（塀、柵等） ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	品 種	規格	数量	単位	備考
○	木製防護柵	焼き丸太	H=1,000		m	範囲は、図面による
○	鋼製防護柵	丸パイプ	H=1,000		m	範囲は、図面による
○						
○						
○						

4. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象の有無 ● 有 ○ 無

5. 指定部分工事

(1) 工事範囲

(2) 指定工期 契約日より 令和 年 月 日まで

II | 各 工 事

1. 図面(工事数量総括表を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 令和4年版(各工事編)」(以下「標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書 令和4年版(各工事編)」(以下、改修標準仕様書」という)、「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」(以下「解体共通仕様書」という)及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和4年10月版)」による。

2. 特記事項の適用については次による。

- (1) 章は○印を、項目は▷印を塗りつぶしたものを適用する。
- (2) 特記事項は○印を塗りつぶしたものを適用し、塗りつぶしのない場合は*印をつけたものを適用する。
- (3) 特記事項で○印を塗りつぶしたものと、○*印のつけたものがある場合は、共に適用する。
- (4) 特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。

3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。

4. 本工事における工事監理業務委託の有無 * 有 ○ 無

5. 次の場合に該当し、発注者が必要と認める場合は、設計変更する。

ただし、概数の確定による変更は除く。

- (1) 設計図書間に不一致等がある場合
 - 7. 設計図書に記載されている内容が数量総括表等と一致しない、又は脱漏している場合等
- (2) 設計図書と現場の状態とに不一致等がある場合
 - 7. 設計図書により示した条件と現場の状態が一致しないことにより施工方法・範囲の変更を必

要とする場合等

- イ. 設計図書のとおり施工することにより施設利用者又は使用者の利便性、安全性を損ねることが判明した場合等
 - ウ. 受注者からの提案に基づく施工方法が設計図書のとおり施工することより経済性、工法的に合理性があると判明した場合等
- (3) 関係機関等との協議結果による工法変更及び仮設工変更等がある場合
なお、大空間等の仮設工事において施工条件に変更が生じた場合や受注者からの提案がより経済性や工法的な合理性に優れていると認められる場合は、原則として設計変更の対象とする。
6. 関係法令等
- (1) 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、工事を適切に施工すること。
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）
 - ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という）
 - ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「リサイクル法」という）
 - ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という）
 - ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「フロン回収破壊法」という）
 - ・ ダイオキシン類対策特別措置法
 - ・ 労働安全衛生法
 - ・ 大気汚染防止法
 - ・ 騒音規制法
 - ・ 振動規制法
 - ・ 水質汚濁防止法
 - ・ 石綿障害予防規則
 - ・ 特定化学物質障害予防規則
 - ・ 建築基準法
 - ・ 環境基本法
 - ・ 土壌汚染対策法
 - ・ 建設副産物適正処理推進要綱
- (2) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。

7. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。

III | 総合評価方式による必要事項

○ 標準型総合評価方式
技術提案について

1. 技術提案の保護

技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、北海道が無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる提案については、この限りではない。

2. 責任の所在

発注者が技術提案等を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する落札者の責任が軽減されるものではない。

3. 技術提案に係る履行確認及びペナルティ

○ 簡易型総合評価方式（施工計画審査タイプ）

技術評価項目について

1. 責任の所在

発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

2. 技術評価項目に係る履行確認

簡易な施工計画、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。

3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認

・当該工事施工中に、工事監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。

4. 技術評価項目に係るペナルティ

加評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

但し、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。

(1) 簡易な施工計画

7. 入札時に加評価した簡易な施工計画について、不履行が発生し、入札時の評価が下がる場合に減点する。
4. 減点は、1項目当たり最大5点とする。

(2) 主任（監理）技術者

7. 主任（監理）技術者が交代し、新しく配置された技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価より下がる場合に減点する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

4. 減点は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。

(3) 追加配置した技術者

追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、5点減点する。

(4) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点

7. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。
4. 減点は、1項目当たり一律5点とする。
- ウ. その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。

○ 簡易型総合評価方式（施工実績審査タイプ）

技術評価項目について

1. 責任の所在

発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

2. 技術評価項目に係る履行確認

配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。

3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認について
 - ・当該工事施工中に、工事監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。
4. 技術評価項目に係るペナルティ

加評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

但し、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。

 - (1) 主任（監理）技術者
 7. 主任（監理）技術者が交代し、新しく配置された技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価より下がる場合に減点する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。
 1. 減点は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。
 - (2) 追加配置した技術者

追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、5点減点する。
 - (3) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点
 7. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。
 1. 減点は、1項目当たり一律5点とする。
 8. その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。

● 第 1 章 一般共通事項

項 目	特 記 事 項
▷ 1. 道産材等の優先使用	本工事に使用する主要資材は、道産資材及び北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）
▷ 2. 環境への配慮	(1) 環境物品等の調達 本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。 上記における同調達方針として、資材（材料及び機材を含む）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮したものを優先的に選択・使用するように努めること。
▷ 3. 地域材の優先使用	本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を工事監督員に報告すること。
▷ 4. 合法木材の使用	地域材とは、道内の森林で産出され、道内で加工された木材をいう。 木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。 また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのライドライン」（平成18年2月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。
▶ 5. 工事写真	工程写真及び完成写真は、北海道建設部建築局営繕工事記録写真撮影要領による。 本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、工事監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事とすることができる。この場合は、営繕工事記録写真撮影要領別添「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」によるものとする。
▶ 6. 技能士	(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及

び資格を記載した書面により工事監督員に報告すること。

ただし、作業の軽微なものは、工事監督員との協議により省略することができる。

なお、施工計画書等の記載事項や添付資料（資格証明等）により、選定技能士の内容が確認できる場合も「技能者選定通知書」の提出を省略できる。

<職種>

型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上げ施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築・タイル張り・エーエルシーパネル施工・カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・冷凍空気調和機器施工・配管・熱絶縁施工・枠組壁建築、厨房設備施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ウェルポイント施工、建具製作、畳製作

- (2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書又は、技能検定合格書の写し或いは、技能士手帳の写しを上記（1）の書面に添付すること。
- (3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

▶ 7. 施工中の安全確保及び環境保全等

受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努めること。

- (1) 労働者の安全衛生教育の徹底を行う。
- (2) 工事現場の安全パトロールの励行を行う。
- (3) 建設機械器具などの危害防止処置の徹底を行う。
- (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
- (5) 公害防止に努める。
- (6) 公道の汚染防止に努める。
- (7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、工事監督員と協議する。

▶ 8. 交通安全管理

受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守する。

- (1) 工事施工中の安全管理について、工事着手に先立ち作成する総合施工計画書で計画する。
なお、計画策定は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じるものとする。
- (2) 常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜工事監督員に報告する。
- (3) 工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに書面により工事監督員に報告する。
- (4) 運搬には、許可業者を選定し、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努める。
- (5) 建設機械（ブルドーザー、バックホ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用する。

▷ 9. 工事完成時の提出図書

工事完成時の提出図書等は、次により工事監督員に提出する。

等

- (1) 完成図関係
- ・ 完成図（A3判）を製本したもの 3部
 - ・ 設計原図の貸与 * 有り ○ 無し
 - ・ CADデータの貸与 * 有り ○ 無し
 - ・ CADデータの貸与有りの場合
 - * 完成図のCADデータ及びPDFデータ CD-R等による
- (2) 解体後に設置する工作物や排水設備等の残存物がある場合に限り、次による。
- ・ 完成図（A3判）
（位置図・配置図・設置した工作物・排水設備等の残存物図）
 - ・ 教育庁物件及び道営住宅物件 1部
 - ・ その他の物件 2部
- (3) 保全に関する資料（提出部数 * 1部 ○ 部）
- (4) 建物滅失証明書（道営住宅の場合）
* 提出する（1部） ○ 提出不要
添付資料 ; 会社の印鑑証明書（1部）
履歴事項全部証明書（1部）
- (5) その他、必要とする書類については、工事監督員の指示による。
- ▶ 10. 工事特性・創意工夫・社会性等 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や社会性及び技術力に関する事項について工事完了時までまでに所定の様式により提出することができる。
- ▶ 11. 北海道循環資源利用促進税 本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。
- ▷ 12. 自主施工期間の施工条件 自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。
ただし、工法等を工事監督員と十分協議の上、施工するものとする。
- ▶ 13. 法定外の労災保険の付保 本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。
- (1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乘せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。
- (2) 受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外労災保険」）を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に「法定外労災保険」を締結すること。
- (3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着工の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
- (4) 契約書第23条に基づき本請負工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
- (5) 本請負工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。
- ▶ 14. 季節労働者などの雇用 工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努めること。

- ▷ 15. 下請負人等への支払いの適正化 下請負人及び資材業者に対する支払いは現金払いとし、やむを得ず手形払いとする時は、当該手形期間を短く（90日以内）するよう努めること。
- ▶ 16. 現場環境改善 魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努めること。
- ▷ 17. 快適トイレの設置 本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。
- (1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。
- (2) 快適トイレとは、次のア.及びイ.の各項目を全て満たすものとする。ウ.については、必須ではないが、装備していればより快適になると思われる項目なので、設置を検討すること。
- ア. 快適トイレに求める標準仕様
- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取る）
- (エ) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等：二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- (オ) 照明設備（電源がなくても良いもの）
- (カ) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）
- イ. 快適トイレとして活用するために備える付属品
- (ア) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (イ) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ウ) サニタリーボックス
- (エ) 鏡付きの洗面台
- (オ) 便座除菌シート等の衛生用品
- ウ. 推奨する仕様、付属品
- (ア) 便房内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- (イ) 擬音装置
- (ウ) 着替え台
- (エ) フラッパー機能の多重化
- (オ) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (カ) 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）
- (3) 従来品相当額（10,000円／基・月）を差し引いた設置費用（実費用）が51,000円／基・月（基準額）未満の場合は、その額で設計変更を行う。
ただし、地域事情など特別な理由があり、実費用が基準額を超える場合は、受発注者協議のうえ、その理由が妥当と判断できる場合に限り、基準額に協議した金額を加算して設計変更を行う。
なお、ハウス型等で男女別トイレが一体となった快適トイレ（一体型）である場合に限り、基準額の金額を102,000円／基・月と、従来品相当額の金額を20,000円／基・月と読み替える。
- (4) 快適トイレの設置にあたっては、次に留意する。
- ア. 男女別で各1基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。
なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／現場まで、一体型で1基／現場までとする。
- イ. 具体的な実施内容や設置時期については、工事着手前の施工計画書提出時に、（2）の項目を満たすことを確認できる資料（見積書含む）を工事監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について、協議のうえ決定すること。
- ウ. 手配が困難な場合は、工事監督員と協議のうえ設置しないことができる。

- ▷ 18. 建設業退職金共済制度
- ▶ 19. 発生材の処理等

工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

発生材の処理等は次により、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「有効資源利用促進法」という）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理すること。

処分を行った場合は、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニフェスト伝票等（写し）を工事監督員に提出すること。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

なお、次の内容を変更する場合は、別途、工事監督員と協議をすること。

- (1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次による。工事監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により工事監督員に報告すること。

引き渡しを要する範囲： _____

- (2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲： 金属くず

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

- ① 廃棄物再生事業者登録（知事登録）
- ② 金属くず商許可業者（警察許可）

- (3) 上記以外のものの処理は、4章「建設廃棄物の処理」及び5章「特別管理産業廃棄物等の処理等」によること。

- (4) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、環境省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車							
業 者 名	(○	○	○	○	○)
許可番号	x	x	x	x	x		

- (5) 「建設リサイクル法」対象工事及び「資源有効利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、提出時にその内容を説明するとともに、書面または映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示し、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。

また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出し、工事監督員から請求があった時は、当該実施状況を報告すること。

資源有効利用促進法で定められた一定規模以上の工事（次表の一つでも該当するもの）

- ・ 再生資源利用計画書

次のような建築資材を搬入する工事

土 砂	500 m ³ 以上
砕 石	500 t 以上
加熱アスファルト混合物	200 t 以上

・再生資源利用促進計画書

次のような指定副資産物を搬出する建設工事

土 砂	500 m ³ 以上
コンクリート塊	合計
アスファルト・コンクリート塊	200 t 以上
建設発生木材	

▷ 20. 公共事業労務費調査に対する協力

(6) 発生材の処理に関し、変更が生じる場合は、別途、工事監督員と協議すること。

(1) 本工事が北海道の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し北海道に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

(2) 調査票等を提出した事業所を北海道が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

(3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

(4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合、受注者は、当該下請負人（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

▷ 21. 工事实績情報の登録

受注者は、受注時、変更時及び完了時に（10日以内）工事实績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に、提出しなければならない。（対象工事：請負代金額500万円以上の全工事）

▶ 22. 施工体制台帳の整備

建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を工事監督員に提出しなければならない。（対象工事：工事1件の請負代金額が200万円以上の工事）ただし、200万円未満の工事であっても下請契約を締結する場合は、提出すること。

また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示する。

▷ 23. 施工調査

工事着手に先立ち、施工計画作成のための調査を行い、調査には、3章「解体施工」以降の各章による施工調査の調査事項を含めるものとする。

▶ 24. 工事標識

受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。

工 事 標 識	
工 事 名	
発 注 者	(注1)
工 事 期 間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
受 注 者	
設 計 者	名寄市 ○○○○○設計事務所(注2)
工 事 監 理 者	名寄市 ○○○○○設計事務所(注2)
工 事 現 場 連 絡 所	○○○○○現場事務所 (電話) ××局××××

1,350

注1 名寄市と記載する。

注2 設計又は工事監理を設計事務所に委託した場合、事務所名も併せて記載する。

▷ 25. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応

- (1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。

また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。

- (2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を工事監督員に報告しなければならない。
- (3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、工事監督員と協議するものとする。

▷ 26. 重点的な監督業務の実施

公共工事の品質確保のために、重点的な監督業務の対象工事に指定された場合は、「建設部建築局営繕工事重点監督実施要領」を適用する。

なお、対象工事に指定した場合は、別途文書により通知する。

▶ 27. 週休2日工事

- (1) 本工事は、週休2日工事の対象である。
受注者は契約後、週休2日による施工の取り組み意思がある場合には「週休2日実施申出書」を工事監督員へ提出する。
- (2) 週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、1日を通して、現場事務所での事務作業を含む一切の作業がなく現場が閉所された状態をいう。
- (4) 対象期間とは、工期内において、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手した日から後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）を終えた日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間（自主施工期間で工事を一時中止する期間を含む。）など、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まないものとする。
- (5) 4週8休以上とは、対象期間における現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

[現場閉所率の算定方法]

$$K(\%) = A / B \quad \begin{array}{l} \text{※ K : 現場閉所率 (\%)} \\ \text{A : 対象期間における現場閉所日数} \\ \text{B : 対象期間の日数} \end{array}$$

- (6) 発注者は、4週8休以上の現場閉所が達成された場合、以下の

補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。

4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）
補正係数1.05

(7) 現場閉所の確認は、次により行うものとする。

7. 工事着手前

- ・ 受注者は、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手する日及び後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）を終える日、工場製作のみを実施する期間などで対象外とする機関について、工事監督員に確認のうえ予定を決定し、対象期間を設定する。
- ・ 受注者は、現場閉所の予定日を明示した計画工程表（任意様式とし、他の書類と兼ねることができる。）を工事監督員に提出する。

イ. 工事着手後

- ・ 工事監督員は適宜、対象期間内の現場閉所の状況を確認する。
- ・ 工事監督員は、現場閉所の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

(4) 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

▷ 31. 建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施について

(1) 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、CCUSの活用に関する評価対象項目を設定し、その達成状況に応じた工事施行成績評定を実施する試行工事である。

(2) 本工事において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

・ 技能者：元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。

・ カードリーダー：CCUSに対応したICカードリーダーをいう。

・ 現場利用料：CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払を行う費用をいう。

・ 対象期間：CCUS活用モデル工事の現場において技能者の就業履歴を蓄積すべき期間のことをいい、工期から準備期間、不稼働日及び後片付け期間を除いた期間とする。ただし、現場着手日までに事業者登録、技能者登録及び管理者ID（現場管理者）登録が完了していない場合は、これらの登録が全て完了した日の翌日を期間の始まりとする。

(3) 本工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望し、下記の評価対象項目ごとの判断基準（以下「基準」という。）を全て達成した場合、工事施行成績評定において加点点評価を行うものとする。

〈評価対象項目〉

- ① 事業者登録
- ② 管理者ID（現場管理者）登録
- ③ 技能者の就業履歴の蓄積
- ④ アンケートの提出

〈判断基準〉

- ① 元請企業の登録
- ② 当該現場の登録
- ③ 対象期間の日数の50%以上蓄積
- ④ 工事完成までに発注者に提出

※既に事業者登録を終えている場合は、①の基準を満たしているものとする。

(4) 発注者は、受注者に対して(3)に掲げる基準の達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、基準の達成状況を確認するものとする。

のこる。

〈提出資料の例〉

就業履歴一覧（月別カレンダー）など

- (5) 受注者が、(3)に掲げる全ての基準を達成した場合は、工事施行成績評定基準の工事成績採点の審査項目別運用表における評価項目「5. 創意工夫―■施工関係」の「その他」欄に「CCUS活用モデル工事の基準達成」と記載して、加点评価することとする。

- (6) CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、次のとおり、設計変更時に支出実績に基づき、共通仮設費として計上することとする。

この際、これらの費用は現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

ア カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入等の費用について、購入又はリースを証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

また、カードリーダーではなく、スマートフォンや携帯電話等を活用した入退場管理サービスを使用する場合は、1工事当たり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、ここに示す上限額は全て税抜き価格とし、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

イ 現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、共通仮設費として計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

- (7) 受注者は、別に定めるアンケートを工事完成までに発注者に提出するものとする。

- (8) 本条に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

▷ 32. 遠隔現場の試行工事

- (1) 当該工事は、「建築局発注営繕工事における遠隔現場の試行工事（以下「試行工事」という。）」の対象工事である。

受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（工事監督員）における「現場現場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用して「材料確認」と「立会」の遠隔現場を行うものである。

なお、本試行工事は、「建築局発注営繕工事における遠隔現場の試行実施要領（案）」の内容に従い実施する。

- (2) 試行内容

ア 材料確認、立会での確認

(ア) 受注者がモバイル端末等により撮影した映像と音声を工事監督員等へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認し、必要な場合は録画する。試行内容については、受注者との

協議により実施するものとする。
 (イ) モバイル端末等の使用は、「材料確認」と「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

イ 機器の準備

本試行工事に要するモバイル端末等の映像と音声の配信に必要な機器等は受注者が手配、設置するものとし、詳細については、工事監督員と協議し決定するものとする。

ウ 効果の検証

本試行工事に関するアンケート調査の協力依頼があった場合には協力するものとする。

エ 費用

試行にかかる費用については、共通仮設費に積上げ計上することとし、原則として最終の設計変更時に行うものとする。なお、これらの費用は現場管理費及び一般管理費等率の対象外とする。
 なお、従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来の費用から追加が必要となる費用を計上するものとする。

● 第 2 章 仮 設 工 事

項 目	特 記 事 項															
▷ 1. 工事監督員事務所及び備品等	工事監督員事務所 * 設ける ○ 設けない (* 10㎡ ○ 20㎡ ○ 35㎡ ○ 65㎡ ○ 100㎡) 程度 備品は工事監督員との協議による。															
▶ 2. 工事用便所	* 設ける															
▶ 3. 工事用水	構内既存の施設 ○ 利用できる (* 有償 ○ 無償) * 利用できない															
▶ 4. 工事用電力	構内既存の施設 ○ 利用できる (* 有償 ○ 無償) * 利用できない															
▶ 5. 指定仮設	* 仮設計画図による。															
▶ 6. 騒音・粉じん等対策	(1) 建物を解体するに当たり、騒音及び粉じん等の対策のため、次のとおり養生を行う。 なお、シート類は、防災処理(防災2類)されたものとする。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>区分</th> <th>設置範囲及び高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>防音パネル</td> <td>* 図示</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>防音シート</td> <td>* 図示</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>メッシュ金網</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>養生シート</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対象	区分	設置範囲及び高さ	○	防音パネル	* 図示	○	防音シート	* 図示	○	メッシュ金網	—	●	養生シート	—
対象	区分	設置範囲及び高さ														
○	防音パネル	* 図示														
○	防音シート	* 図示														
○	メッシュ金網	—														
●	養生シート	—														
▶ 7. 足場	足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省平成21年4月策定)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。															
▷ 8. 交通誘導警備員	建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を図ること。 なお、配置位置及び交通誘導警備員の区分は、次による。 配置位置：図面による。 警備員詰所：(○ 設ける ○ 設けない) 表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事現場の出入り口を設ける道路(路線)</th> <th>交通誘導警備員区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事現場の出入り口を設ける道路(路線)	交通誘導警備員区分													
工事現場の出入り口を設ける道路(路線)	交通誘導警備員区分															

市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A
北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	
上記以外の路線	交通誘導警備員B

市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置すること。

交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は、工事監督員と協議すること。

建設機械及び車両等の出入りの際には、適宜作業員を配置し、敷地外の道路等を泥等で汚した場合には、速やかに清掃を行うこと。

- ▶ 9. 清掃員
- ▷ 10. 環境測定等

- (1) 建設作業騒音レベル測定（ 行う 行わない）
測定方法： JIS Z 8731の方法に準ずる _____
測定時期： * 工事監督員の指示による
（ _____ 日間 _____ ケ所）
測定場所： 図示による
- (2) 建設作業振動レベル測定（ 行う 行わない）
測定方法： JIS Z 8735の方法に準ずる _____
測定時期： * 工事監督員の指示による
（ _____ 日間 _____ ケ所）
測定場所： 図示による

● 第3章 解体施工

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 事前措置	<p style="text-align: right;">(3.2.1)</p> <p>(1) 特別管理産業廃棄物等がある場合は、5章「特別管理産業廃棄物の処理等」による処理を行う。</p> <p>(2) 石綿含有建材は、6章「石綿含有建材の除去及び処理」による処理を行う。</p> <p>(3) 特殊な建設副産物は7章「特殊な建設副産物の処理」による処理を行う。</p> <p>(4) 各種設備機器の停止並びに給水、ガス電力及び通信の供給が停止していることを確認すること。</p> <p>(5) ガス管は、供給者と協議の上、処理すること。</p> <p>(6) 給水管は、給水本管の分水部分を閉止し、水道事業者及び道路管理者と協議の上処理すること。</p> <p>(7) 引き込み電気は、施設管理者と打ち合わせの上、処理すること。</p> <p>(8) 電話線の処理は、施設管理者と打ち合わせの上、通信業者に依頼すること。</p> <p>(9) 建築物の解体に当たり、周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は工事監督員と協議の上、駆除する。</p> <p>(10) 電気設備のコンデンサは、残留電荷を確認し、残留がある場合は放電を行う。</p> <p>(11) 蓄電池は、充電状態の確認を行い、短絡による事故を防止する。</p> <p>(12) 排水管・排水槽類、浄化槽・衛生陶器類は、汚物の抜き取り及び次により洗浄・消毒を行うこと。 洗浄： 屋外配管及び柵は、洗浄圧力10MPa、吐出量100L/min以上で高圧洗浄を行う。 屋外配管及び柵以外は、洗浄圧力7MPa、吐出量25L/min以上で高圧洗浄を行う。 消毒： 洗浄後に行う。（消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム溶液）濃度100mg/L以上） 消毒後、30分以上放置する。</p> <p>(13) オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油の事前回</p>

	収及び洗淨 * 適用 ○ _____
▶ 2. 解体方法等	(14) 廃油は5章「特別管理産業廃棄物の処理等」により処理することとし、異臭の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。 (3.3.2) 原則分別解体を行うこととし、解体手順及び方法は、次による。 ただし、解体施工の技術上これにより難しい場合は、手順を変更し、工事監督員に報告する。 (3.3.2) (3.4.1) (3.5.1)
▶ 3. 基礎等の解体	(1) 設備機器及び内・外装材を人力（工事監督員と協議のうえ必要に応じて機械併用）により撤去する。 (2) 屋根葺き材等の解体： ○ 人力 ● 機械併用 (3) 躯体は機械により解体する。 (3.8.2) (3.9.1) (3.9.2) (4) 基礎・杭その他は、騒音・振動等に配慮し撤去する。
▶ 4. 杭の解体	(1) 建築物、工作物等の土中解体範囲：図面に指定がない場合は、基礎捨てコンクリート（砂利地業を除く）までとする。 (2) 建築物解体に伴う地下埋設物（排水管・樹・電線管・給水管等）の解体範囲：図面に指定がない場合は、建物周囲とする。 (1) 杭の解体の有無 (3.9.2) ● 有[撤去範囲：* 図面による ○ _____] ○ 無 (2) 解体方法（● 引き抜き工法 ○ 破砕） (3) 杭の解体後は、地盤の安定性を維持するため山砂等の充填材を充填すること。
▶ 5. さく、照明設備等	(1) さく、照明設備等の解体 (3.10.1) ● 有[撤去範囲：* 図面による ○ _____] ○ 無
▷ 6. 構内舗装、樹木等の処理	(1) 構内舗装等の解体 (3.11.1) ○ 有[撤去範囲：* 図面による ○ _____] ○ 無 (2) 樹木等の撤去 ○ 伐採伐根 ○ 移植 移植場所：* 図面による ○ 工事監督員の指示による
▶ 7. 地下埋設物、埋設配管等	(1) 地下埋設物、埋設配管等 (3.12.1) ● 有[撤去範囲：* 図面による ○ _____] ○ 無
▶ 8. 整地・埋戻し・盛土	(1) 埋戻し・盛土は、次の材料で行うこと。 (3.13.1) ○ 山砂 ○ 現場内の良質土 ● 建設発生土受入 ● その他 _____ 名寄市土場 (2) 建設発生土受入場所（ _____ ） 受入量 _____ m ³ (3) 埋め戻し及び敷き均しの工法は、次のとおりとする。 埋戻し方法：各層300mm程度ごとに締固める。 ブルドーザによる押土程度： ○ 15t ○ 3t 盛土の高さ： ○ 現状GL+ _____ m ○ 図面による
▶ 9. 建築設備の解体	オイルタンク、オイルサービスタンク及び油管は、洗淨・中和し、洗淨水・スラッジは、廃油として処理すること。

● 第 4 章 建設廃棄物の処理

項 目	特 記 事 項																																																																																										
▶ 1. 再資源化等	<p>(1) 再資源化を図るもの (4.4.1)</p> <table border="1"> <tr> <td>種 類</td> <td>コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td>【 上川 】 (総合) 振興局管内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>片道運搬距離 (7.5 km)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td>【 上川 】 (総合) 振興局管内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>片道運搬距離 (7.5 km)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>建設発生木材</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td>【 上川 】 (総合) 振興局管内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>片道運搬距離 (7.5 km)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>○ 金属類 ○ 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 ○ 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 ○ 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ○ ガラス ○ 木材</td> </tr> <tr> <td>処理区分</td> <td>○ 縮減 ○ 現場で使用</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td>【 】 (総合) 振興局管内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>片道運搬距離 (km)</td> </tr> </table> <p>(2) その他の発生材 (4.4.1) (4.4.2) (4.4.3) (4.5.1)</p> <table border="1"> <tr> <td>種 類</td> <td>廃石膏ボード</td> </tr> <tr> <td>処理区分</td> <td>● 中間処理 ○ 最終処分</td> </tr> <tr> <td>処分場所</td> <td>【 】 (総合) 振興局管内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>片道運搬距離 (7.5 km)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>繊維くず</td> </tr> <tr> <td>処理区分</td> <td>● 中間処理 ○ 最終処分</td> </tr> <tr> <td>処分場所</td> <td>【 上川 】 (総合) 振興局管内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>片道運搬距離 (7.5 km)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>金属くず</td> </tr> <tr> <td>処理区分</td> <td>○ 中間処理 ○ 最終処分</td> </tr> <tr> <td>処分場所</td> <td>【 】 (総合) 振興局管内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>片道運搬距離 (km)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>廃プラスチック類</td> </tr> <tr> <td>処理区分</td> <td>○ 中間処理 ● 最終処分</td> </tr> <tr> <td>処分場所</td> <td>【 上川 】 (総合) 振興局管内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>片道運搬距離 (108 km)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>ガラス及び陶磁器くず</td> </tr> <tr> <td>処理区分</td> <td>○ 中間処理 ● 最終処分</td> </tr> <tr> <td>処分場所</td> <td>【 上川 】 (総合) 振興局管内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>片道運搬距離 (108 km)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>がれき類</td> </tr> <tr> <td>処理区分</td> <td>○ 中間処理 ● 最終処分</td> </tr> <tr> <td>処分場所</td> <td>【 上川 】 (総合) 振興局管内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>片道運搬距離 (108 km)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>グラスウール</td> </tr> <tr> <td>処理区分</td> <td>○ 中間処理 ● 最終処分</td> </tr> <tr> <td>処分場所</td> <td>【 上川 】 (総合) 振興局管内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>片道運搬距離 (7.5 km)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>アスファルト防水</td> </tr> <tr> <td>処理区分</td> <td>○ 中間処理 ● 最終処分</td> </tr> <tr> <td>処分場所</td> <td>【 上川 】 (総合) 振興局管内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>片道運搬距離 (84.3 km)</td> </tr> </table>	種 類	コンクリート塊	場 所	【 上川 】 (総合) 振興局管内		片道運搬距離 (7.5 km)	種 類	アスファルト・コンクリート塊	場 所	【 上川 】 (総合) 振興局管内		片道運搬距離 (7.5 km)	種 類	建設発生木材	場 所	【 上川 】 (総合) 振興局管内		片道運搬距離 (7.5 km)	種 類	○ 金属類 ○ 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 ○ 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 ○ 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ○ ガラス ○ 木材	処理区分	○ 縮減 ○ 現場で使用	場 所	【 】 (総合) 振興局管内		片道運搬距離 (km)	種 類	廃石膏ボード	処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分	処分場所	【 】 (総合) 振興局管内		片道運搬距離 (7.5 km)	種 類	繊維くず	処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分	処分場所	【 上川 】 (総合) 振興局管内		片道運搬距離 (7.5 km)	種 類	金属くず	処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分	処分場所	【 】 (総合) 振興局管内		片道運搬距離 (km)	種 類	廃プラスチック類	処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分	処分場所	【 上川 】 (総合) 振興局管内		片道運搬距離 (108 km)	種 類	ガラス及び陶磁器くず	処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分	処分場所	【 上川 】 (総合) 振興局管内		片道運搬距離 (108 km)	種 類	がれき類	処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分	処分場所	【 上川 】 (総合) 振興局管内		片道運搬距離 (108 km)	種 類	グラスウール	処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分	処分場所	【 上川 】 (総合) 振興局管内		片道運搬距離 (7.5 km)	種 類	アスファルト防水	処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分	処分場所	【 上川 】 (総合) 振興局管内		片道運搬距離 (84.3 km)
種 類	コンクリート塊																																																																																										
場 所	【 上川 】 (総合) 振興局管内																																																																																										
	片道運搬距離 (7.5 km)																																																																																										
種 類	アスファルト・コンクリート塊																																																																																										
場 所	【 上川 】 (総合) 振興局管内																																																																																										
	片道運搬距離 (7.5 km)																																																																																										
種 類	建設発生木材																																																																																										
場 所	【 上川 】 (総合) 振興局管内																																																																																										
	片道運搬距離 (7.5 km)																																																																																										
種 類	○ 金属類 ○ 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 ○ 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 ○ 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ○ ガラス ○ 木材																																																																																										
処理区分	○ 縮減 ○ 現場で使用																																																																																										
場 所	【 】 (総合) 振興局管内																																																																																										
	片道運搬距離 (km)																																																																																										
種 類	廃石膏ボード																																																																																										
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分																																																																																										
処分場所	【 】 (総合) 振興局管内																																																																																										
	片道運搬距離 (7.5 km)																																																																																										
種 類	繊維くず																																																																																										
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分																																																																																										
処分場所	【 上川 】 (総合) 振興局管内																																																																																										
	片道運搬距離 (7.5 km)																																																																																										
種 類	金属くず																																																																																										
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分																																																																																										
処分場所	【 】 (総合) 振興局管内																																																																																										
	片道運搬距離 (km)																																																																																										
種 類	廃プラスチック類																																																																																										
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分																																																																																										
処分場所	【 上川 】 (総合) 振興局管内																																																																																										
	片道運搬距離 (108 km)																																																																																										
種 類	ガラス及び陶磁器くず																																																																																										
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分																																																																																										
処分場所	【 上川 】 (総合) 振興局管内																																																																																										
	片道運搬距離 (108 km)																																																																																										
種 類	がれき類																																																																																										
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分																																																																																										
処分場所	【 上川 】 (総合) 振興局管内																																																																																										
	片道運搬距離 (108 km)																																																																																										
種 類	グラスウール																																																																																										
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分																																																																																										
処分場所	【 上川 】 (総合) 振興局管内																																																																																										
	片道運搬距離 (7.5 km)																																																																																										
種 類	アスファルト防水																																																																																										
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分																																																																																										
処分場所	【 上川 】 (総合) 振興局管内																																																																																										
	片道運搬距離 (84.3 km)																																																																																										

種類	セラミックブロック
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分
処分場所	【 上川 】 (総合) 振興局管内 片道運搬距離 (99.4 km)
種類	木くず類 (伐採伐根)
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	【 】 (総合) 振興局管内 片道運搬距離 (km)
種類	タタミ
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分
処分場所	【 上川 】 (総合) 振興局管内 片道運搬距離 (84.3 km)
種類	安定型工合管理物
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分
処分場所	【 空知 】 (総合) 振興局管内 片道運搬距離 (112 km)
種類	管理型混合類 (家具)
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分
処分場所	【 上川 】 (総合) 振興局管内 片道運搬距離 (84.4 km)
種類	発泡材類
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分
処分場所	【 上川 】 (総合) 振興局管内 片道運搬距離 (7.5 km)
種類	廃タイヤ
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	【 上川 】 (総合) 振興局管内 片道運搬距離 (99.4 km)
種類	混合廃棄物
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	【 】 (総合) 振興局管内 片道運搬距離 (km)

▶ 2. 処理に注意を要する建設廃棄物

○ 木造建築物を解体する場合 (4.5.1)

CCA含有調査を実施し、含有が確認された場合は、工事監督員と協議の上、適切に処理すること。

処理区分	* 中間処理
処分場所	【 】 (総合) 振興局管内 片道運搬距離 (km)

○ ひ素・カドミウム含有石膏ボード

ひ素・カドミウム含有調査を実施し、含有が確認された場合は、工事監督員と協議の上、適切に処理すること。

処理区分	○ 製造業者 ○ 最終処分
処分場所	【 】 (総合) 振興局管内 片道運搬距離 (km)

● その他

種類	非飛散性アスベスト
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分
処分場所	【 上川 】 (総合) 振興局管内 片道運搬距離 (84.3 km)
種類	
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	【 】 (総合) 振興局管内 片道運搬距離 (km)

項 目	特 記 事 項																																							
<p>▶ 1. 施工調査</p> <p>▷ 2. 特別管理産業廃棄物の処理等</p>	<p>特別管理産業廃棄物等の分析調査は、次による。 (5.1.2)</p> <p>なお、廃石綿等の処理は、6章「石綿含有建材の除去及び処理」による。</p> <p>(1) PCB含有機器類</p> <table border="0"> <tr> <td>ア. 変圧器</td> <td><input type="radio"/> 要調査</td> <td><input checked="" type="radio"/> 調査済</td> </tr> <tr> <td>イ. コンデンサ</td> <td><input checked="" type="radio"/> 要調査</td> <td><input type="radio"/> 調査済</td> </tr> <tr> <td>ウ. 蛍光灯器具の安定器</td> <td><input checked="" type="radio"/> 要調査</td> <td><input type="radio"/> 調査済</td> </tr> <tr> <td>エ. その他 _____</td> <td><input type="radio"/> 要調査</td> <td><input type="radio"/> 調査済</td> </tr> </table> <p>(2) PCB含有シーリング材 部 位 _____ <input type="radio"/> 要調査 <input type="radio"/> 調査済</p> <p>(3) ダイオキシン類 部 位 _____ <input type="radio"/> 要調査 <input type="radio"/> 調査済；レベル _____ 部 位 _____ <input type="radio"/> 要調査 <input type="radio"/> 調査済；レベル _____</p> <p>(4) その他の特別管理型産業廃棄物等 部 位 <u>煙突灰[°]スタック(校舎)</u> <input type="radio"/> 要調査 <input checked="" type="radio"/> 調査済；レベル <u>2</u> 部 位 <u>煙突灰スタック(校舎)</u> <input type="radio"/> 要調査 <input checked="" type="radio"/> 調査済；レベル <u>2</u></p> <p>(1) PCB含有機器類等は、PCBの飛散、流出等がないように適切な容器に収めること。 なお、保管場所は、次による。 (5.4.1)</p> <p><input type="radio"/> 同一敷地内に保管 保管場所： _____ 運搬方法： * 施工業者による運搬 <input type="radio"/> 施設管理者による運搬</p> <p><input type="radio"/> 敷地外に保管 住 所： _____ (_____ km) 保管場所： _____ 運搬方法： <input type="radio"/> PCB運搬許可業者 <input type="radio"/> 施工業者（施設管理者を同乗）が運搬 <input type="radio"/> その他</p> <p>(2) 臭気リチウム水溶液等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">処理区分</td> <td><input type="radio"/> 製造者</td> <td><input type="radio"/> 専門業者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処分場所</td> <td colspan="2">【 _____ 】（総合）振興局管内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">片道運搬距離 (_____ km)</td> </tr> </table> <p>(3) 鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">処理区分</td> <td><input type="radio"/> 中間処理</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処分場所</td> <td>【 _____ 】（総合）振興局管内</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (_____ km)</td> </tr> </table> <p>(4) その他 (5.4.1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">種 類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理区分</td> <td><input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処分場所</td> <td>【 _____ 】（総合）振興局管内</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (_____ km)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理区分</td> <td><input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処分場所</td> <td>【 _____ 】（総合）振興局管内</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (_____ km)</td> </tr> </table>	ア. 変圧器	<input type="radio"/> 要調査	<input checked="" type="radio"/> 調査済	イ. コンデンサ	<input checked="" type="radio"/> 要調査	<input type="radio"/> 調査済	ウ. 蛍光灯器具の安定器	<input checked="" type="radio"/> 要調査	<input type="radio"/> 調査済	エ. その他 _____	<input type="radio"/> 要調査	<input type="radio"/> 調査済	処理区分	<input type="radio"/> 製造者	<input type="radio"/> 専門業者	処分場所	【 _____ 】（総合）振興局管内		片道運搬距離 (_____ km)		処理区分	<input type="radio"/> 中間処理	処分場所	【 _____ 】（総合）振興局管内	片道運搬距離 (_____ km)	種 類		処理区分	<input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分	処分場所	【 _____ 】（総合）振興局管内	片道運搬距離 (_____ km)	種 類		処理区分	<input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分	処分場所	【 _____ 】（総合）振興局管内	片道運搬距離 (_____ km)
ア. 変圧器	<input type="radio"/> 要調査	<input checked="" type="radio"/> 調査済																																						
イ. コンデンサ	<input checked="" type="radio"/> 要調査	<input type="radio"/> 調査済																																						
ウ. 蛍光灯器具の安定器	<input checked="" type="radio"/> 要調査	<input type="radio"/> 調査済																																						
エ. その他 _____	<input type="radio"/> 要調査	<input type="radio"/> 調査済																																						
処理区分	<input type="radio"/> 製造者	<input type="radio"/> 専門業者																																						
処分場所	【 _____ 】（総合）振興局管内																																							
	片道運搬距離 (_____ km)																																							
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理																																							
処分場所	【 _____ 】（総合）振興局管内																																							
	片道運搬距離 (_____ km)																																							
種 類																																								
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分																																							
処分場所	【 _____ 】（総合）振興局管内																																							
	片道運搬距離 (_____ km)																																							
種 類																																								
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分																																							
処分場所	【 _____ 】（総合）振興局管内																																							
	片道運搬距離 (_____ km)																																							
○ 第 6 章 石綿含有建材の除去及び処理																																								
項 目	特 記 事 項																																							

処分場所	【 _____ 】 (総合) 振興局管内
	片道運搬距離 (_____ km)
(2) その他	
種類	<input type="radio"/> 汚泥
処理方法	
処分場所	【 _____ 】 (総合) 振興局管内
	片道運搬距離 (_____ km)

● 第 7 章 特殊な建設副産物の処理

項目	特記事項																																								
▶ 1. 施工計画調査	<p>特殊な建設副産物の調査は、次による。 (7.1.3)</p> <p>なお、分析調査の結果、設計図書と異なる場合は、工事監督員と協議する。</p> <p>(1) 使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。</p> <p>(2) 分析調査 <input type="radio"/> 行う <input type="radio"/> 行わない</p>																																								
▶ 2. 特殊な建設副産物の回収及び処分	<p>特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。 (7.3.1)</p> <p>(1) フロン</p> <p>7. 冷媒 関係法令等に従い、登録を受けた回収業者。</p> <table border="1"> <tr> <td>処理区分</td> <td>* 回収</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>【 _____ 】 (総合) 振興局管内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>片道運搬距離 (_____ km)</td> </tr> </table> <p>4. 建材用断熱材フロン</p> <table border="1"> <tr> <td>処理区分</td> <td>* 焼却</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>【 _____ 】 (総合) 振興局管内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>片道運搬距離 (_____ km)</td> </tr> </table> <p>(2) ハロン ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者等に処理を委託。</p> <table border="1"> <tr> <td>処理区分</td> <td>* 処理</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">場所</td> <td>業者名等：</td> </tr> <tr> <td>住 所：</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (_____ km)</td> </tr> </table> <p>(3) イオン化式感知器 製造業者に処理を委託。</p> <table border="1"> <tr> <td>処理区分</td> <td>* 処理</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">場所</td> <td>業者名等：</td> </tr> <tr> <td>住 所：</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (_____ km)</td> </tr> </table> <p>(4) 六ふっ化硫黄ガス 製造業者に処理を委託。</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td><input type="radio"/> 絶縁開閉器 <input type="radio"/> 絶縁変圧器等の受変電機器</td> </tr> <tr> <td>処理区分</td> <td>* 処理</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">場所</td> <td>業者名等：</td> </tr> <tr> <td>住 所：</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (_____ km)</td> </tr> </table> <p>(5) PFOS (ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸))</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td><input type="radio"/> 泡消火剤 <input type="radio"/> その他 (_____)</td> </tr> <tr> <td>処理区分</td> <td><input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>【 _____ 】 (総合) 振興局管内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>片道運搬距離 (_____ km)</td> </tr> </table>	処理区分	* 回収	場所	【 _____ 】 (総合) 振興局管内		片道運搬距離 (_____ km)	処理区分	* 焼却	場所	【 _____ 】 (総合) 振興局管内		片道運搬距離 (_____ km)	処理区分	* 処理	場所	業者名等：	住 所：	片道運搬距離 (_____ km)	処理区分	* 処理	場所	業者名等：	住 所：	片道運搬距離 (_____ km)	種類	<input type="radio"/> 絶縁開閉器 <input type="radio"/> 絶縁変圧器等の受変電機器	処理区分	* 処理	場所	業者名等：	住 所：	片道運搬距離 (_____ km)	種類	<input type="radio"/> 泡消火剤 <input type="radio"/> その他 (_____)	処理区分	<input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分	場所	【 _____ 】 (総合) 振興局管内		片道運搬距離 (_____ km)
処理区分	* 回収																																								
場所	【 _____ 】 (総合) 振興局管内																																								
	片道運搬距離 (_____ km)																																								
処理区分	* 焼却																																								
場所	【 _____ 】 (総合) 振興局管内																																								
	片道運搬距離 (_____ km)																																								
処理区分	* 処理																																								
場所	業者名等：																																								
	住 所：																																								
	片道運搬距離 (_____ km)																																								
処理区分	* 処理																																								
場所	業者名等：																																								
	住 所：																																								
	片道運搬距離 (_____ km)																																								
種類	<input type="radio"/> 絶縁開閉器 <input type="radio"/> 絶縁変圧器等の受変電機器																																								
処理区分	* 処理																																								
場所	業者名等：																																								
	住 所：																																								
	片道運搬距離 (_____ km)																																								
種類	<input type="radio"/> 泡消火剤 <input type="radio"/> その他 (_____)																																								
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分																																								
場所	【 _____ 】 (総合) 振興局管内																																								
	片道運搬距離 (_____ km)																																								

(6) その他の特殊な建設副産物

種類	○		
処理区分	○ 処理 ○ その他の処理方法 ()		
場所	業者名等:		
	住 所:		
	片道運搬距離 (km)		
	【 】 (総合) 振興局管内		
	住 所:		
	片道運搬距離 (km)		

● 第 8 章 | そ の 他

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 概数等発注	<p>(1) 次に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。 なお、設計に対して過大な出来高数量に変更するものではないことに留意すること。</p> <p>(2) この工事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。</p> <p>(3) 概数として取り扱っている事項の施工に当たっては、施工前に工事監督員と協議すること。 なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。</p> <p>(4) 概数として示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として取り扱うことがある。</p> <p>(5) 概数</p> <p>7. 工事数量総括表細目別内訳の備考欄に「概数」又は「概」と表示された項目・数量</p> <p>4. 次の項目・数量</p>

区 分	設計数量 (単位)		確定数量 (単位)	
杭引抜き手間 (校舎 300φ L8m)	113	本		
杭引抜き手間 (屋内運動場 350φ L6m)	45	本		
杭引抜き手間 (屋内運動場 300φ L6m)	12	本		
杭頭出し作業	170	本		
杭孔埋戻し (砂)	95	m ³		
コンクリートとりこわし	1384	m ³		
鉄筋切断	1418	m ³		
無筋コンクリート撤去	127	m ³		
鉄骨軸組といこわし	65.9	t		
	積込・運搬量	処分量	積込・運搬量	処分量
積込・運搬・処分費は内訳書備考欄に「概」と表示された項目とする。				